



# 〈所得税→住民税へ3兆円規模〉 税源移譲先行の麻生プランを提案

## 経済財政諮問会議で麻生総務大臣

麻生太郎総務大臣は、4月26日に開かれた政府の経済財政諮問会議において、「地方分権推進のための『地方税財政改革』（三位一体の改革）」について（麻生プラン）を提案した。プランでは、今後の進め方として平成17年度及び18年度において、所得税から住民税へ3兆円規模の本格的な税源移譲を先行することや、平成18年度までに行うこととなっている国庫補助負担金改革の残り3兆円分を確実に実施することなどを提案している。

一方、谷垣禎一財務大臣は、同会議の場で、三位一体改革は補助金改革、税源移譲、交付税改革を「一体」で決めるべきものであり、どれか一つを先行するものではないとし、麻生総務大臣の提案を不相当とする見解を示した。同会議に提出された麻生総務大臣の提案は次の通り。



### 概要

17年度以降の「三位一体の改革」の進め方について

改革全体の確実な推進を図るとともに、偏在性の少ない地方税体系を構築する観点から、本格的な税源移譲の規模（約3兆円）・内容（10%比例税率化）を「先行決定」。

補助金削減により移譲すべき額が3兆円に満たない場合は、偏在度の高い他の地方税を国へ逆

### 移譲して調整

地方の自由度が大幅に拡大し、税源移譲に結びつくものを中心に、3兆円の国庫補助負担金改革を確実に実施。

特に、平成17年度は、施設整備事業に係る国庫補助負担金全体の廃止、義務教育費国庫負担金のうち学校事務職員等に係るものの先行的検討、奨励的国庫補助金の計画的縮減に重点。

平成17年度は、「地域再生」等を進めるため、地方税、地方交付税等の一般財源総額を前年度と同程度の水準に。

また、交付税算定に行革努力が報われる要素を導入。

### 本文

#### 1、改革の基本的方向

『基本方針2003』を踏まえ、

- 1 地方が元気になる改革
  - 2 地方の自由度を拡大する改革
  - 3 自主財源（地方税等）を拡充する改革
- を基本的方向として改革を進める。

#### 2、今後の進め方

〔平成17年度及び平成18年度の対応〕

所得税から個人住民税への本格的な税源移譲の規模（約3兆円）・内容（10%比例税率化）を「先行決定」（補助金削減により移譲すべき額との差額は、偏在度の高い他の地方税を国へ逆移譲することにより調整。）

平成18年度までに、平成16年度の1兆円に加え残り3兆円の国庫補助負担金改革を確実に実施。

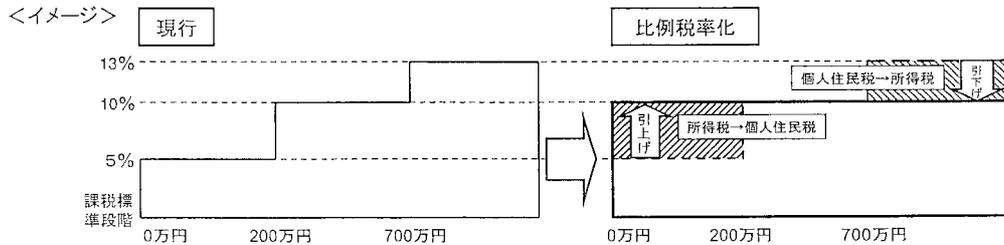
地方歳出の見直しを進めつつ「地域再生」等を着実に進めるため、平成17年度の地方税、地方交付税等の一般財源総額は前年度と同程度の水準に。

〔平成19年度以降〕

地方の声（知事会）は8・9兆円、市長会）は5・9兆円の補助負担金の廃止を提案を踏まえ、さらなる国庫補助負担金の改革を断行。国税・地方税 1・1を目標としつつ、国と地方の税源配分の見直しを推進。

政 策

個人住民税(所得割)の10%比例税率化による税源移譲のイメージ



※ これに伴う納税者負担の調整等のため、所得税(国税)においても、所要の制度改正を実施。

比例税率化に伴い、税源の偏在状況が縮小。

	個人住民税 所得割 (H14決算)	現行シェアの 場合の 移譲額	10%比例税率 化による 移譲額	(参 考) 人 口
全国合計 A	8.05兆円	約3兆円	約3兆円	1億2,700万人
うち東京 B	1.32兆円	約4,800億円	約3,000億円	1,210万人
B/A	約16%	約16%	約10%	約10%

注1.「東京」は都と市区町村の合計値。  
 2. 東京の10%比例税率化による移譲額は、課税状況に基づく推計値。  
 3. 人口は、平成12年度国勢調査による。

3、税源移譲

三位一体改革の確実な実施のため、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲の規模内容を「先行決定」。

補助金削減により移譲すべき額との差額は、偏在度の高い他の地方税を国へ逆移譲することにより調整。  
 平成18年の通常国会までに改正法案を提出。

(ア) 個人住民税(所得割)の10%比例税率化により、約3兆円規模の税源移譲を実施。

(イ) 補助金削減により税源移譲すべき額が、上記(ア)の移譲額(約3兆円)に満たなかった場合は、偏在度の高さ等を勘案しつつ、他の地方税を国へ逆移譲することにより、税収格差を更に縮小。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に加え、以下により、財政力格差の縮小に向けた取組みを進める。

- ・ 法人事業税の分割基準の見直し
- ・ 法人事業税の分割基準を見直し、経済活動の実態に即した税収帰属を図る。(この結果、税源偏在の縮小にも寄与)
- ・ その他の財源均てん化方策

不交付団体に対しては、税源移譲による税源偏在是正の効果をみながら、国庫補助負担金の不交付団体への交付制限や地方譲与税の譲与制限等を検討

4、国庫補助負担金の改革

地方の自由度の大幅な拡大を目指し、税源移譲に結びつく改革を中心に推進

平成18年唐までに残り3兆円の廃止・縮減等を確実に実施このため、

・ 単なる補助負担率の引下げは自由度の拡大につながらず改革の対象とはならない。

・ 国庫補助負担金の改革と国の関与・規制の見直しを一体的に実施する。

【平成17年度及び平成18年度の具体的な補助金改革の方向】

知事会、市長会等からの提案も踏まえつつ、以下の方向で改革を行うことが必要。

奨励的国庫補助金(2.6兆円) 国家補償的な性格を有するものの、ごく限定された地域の特殊事情に対するものなどを除き、原則として廃止。

公共投資関係国庫補助負担金 (との重複を除き3.1兆円) 公共投資関係費に係る国庫補助負担金は、国家的なプロジェクト等根幹的な事業などに限定。

その他の国庫負担金(13.7兆円)

義務教育費国庫負担金は、全額を一般財源化(2.5兆円)その他の経常的国庫負担金は、国と地方団体の役割分担の見直しを行

政 策

う必要性や地方の裁量拡大の余地などについて、地方団体の納得を得て見直すことが必要。

維持管理に係る直轄事業負担金(0.2兆円)

維持管理に係る直轄事業負担金は、事業実施責任の明確化の観点から、国庫補助負担金の改革と併せて改革を行うこととし、原則として廃止。

特に、平成17年度は以下の点を重点に改革に取り組むべき。

・全国的に見て経常的・普遍的に行われる施設整備事業に係る国庫補助負担金は全体を廃止し、地方に任せ、税源移譲(0.6兆円)。

〔例〕公立学校等施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、廃棄物処理施設整備費補助金、公営住宅建設費補助金等

・義務教育費国庫負担金の一般財源化の検討の中で、学校事務職員、加配教職員に係るものは先行的に検討(総額2.5兆円)うち学校事務職員、加配教職員に係るもの0.3兆円)。

5、交付税改革

(1) 地方歳出の見直し

〔地方の安定的な行政運営を確保〕

地方歳出の見直しを進めつつ「地域再生」等を着実に進めるため、平成17年度は、地方税、地方

交付税等の一般財源総額を前年度と同程度の水準に。(再掲)

投資的経費(単独)については、平成2～3年度の水準を目安に抑制するが、「地域再生」にも配慮し、平成17年度は4千億円程度の縮減に(3%程度。平成16年度は1.4兆円の縮減)。

一般行政経費(単独)等は、引き続き抑制。

上記とは別に、「地域再生」等のために必要な緊急の行政課題に對しては適切に財源措置。

(2) 算定の改革

〔効率的な運営を促進し、経営努力に心える算定〕

行政改革に必要な経費を新たに算入し、行政改革の実績を示す指標(例えば人件費、物件費など)固定経費の割合やその削減率等)に応じて増減

徴収率等の徴税努力に応じて増減

〔既に着手している改革〕

都道府県分の補正係数を3年間で半減

都道府県分の事業費補正(公共事業等の事業量を反映する補正)について、災害・公害防止関係・地域偏在性のあるものを除き、原則廃止

段階補正(小規模団体の割増し)の見直しについても継続的に実施

目の不自由なかたへの情報提供手段を画期的に改善する

紙による情報バリアフリー化 推進運動キャンペーン

全国町村会も後援している視覚障害者の情報提供環境の改善を目的としたSPコードによる情報提供を推進する啓蒙周知キャンペーンが5月より全国各地で展開されています。

点字利用者が10%以下の状況の中、15年度より厚生労働省の日常生活用具として、視覚障害者用活字文書読上げ装置が給付対象種目に指定されたことを受け、これに対応した行政・諸団体・企業等で提供されている印刷物及び個人発普通文書に「SPコード」を添付することで、活字文書を音声で読上げ情報提供する仕組みの重要性と印刷物が暗眼者と等しく視覚障害者が利用できることから、情報のバリアフリー化が促進されるとともに視覚障害者の福祉増進に大きく寄与することを全国民に啓蒙周知するものです。

1、活動内容

実施団体より広報印刷物を各自治体、諸団体、企業へ送付しております。管下施設等へポスターの掲示、パンフレットの配布協力及び情報提供サービスにおいて積極的にSPコードによる情報提供にご協力ください。

2、主催

社会福祉法人日本盲人会連合 日本視覚障がい情報普及支援協会

3、後援申請中

厚生労働省、経済産業省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、東京都、日本身体障害者団体連合会、全国社会福祉協議会、日本盲人社会福祉施設協議会、日本点字図書館、日本ライトハウス、日本赤十字社、日本薬剤師会、くすりの適正使用協議会、日本大衆薬工業会、日本製薬工業会、日本チェーンドラッグストア協会他。

4、問合せ

日本視覚障がい情報普及支援協会 「SPコード」これで読めるヨッ! 事務局 電話:03(3208)5023 FAX:03(3208)5025 URL: http://www.javis.jp

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

政 策

森林法の一部改正の概要について

林野庁森林整備部計画課

平成16年2月10日に閣議決定され第159回国会に提出された「森林法の一部を改正する法律案」は、日切れ扱い法案として処理され、同年3月31日に開催された参議院本会議において可決され成立し、関係政令、省令、通知等と併せて4月1日付で施行された。

本法の改正の趣旨及び内容は次のとおりである。

1、法改正の趣旨

(1) 森林に対する国民の要請は近年ますます多様化、高度化しており、これに的確に応え、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の適正な整備・保全を図っていく必要があるが、これを支える林業をめぐる状況を見ると、採算性の悪化等に伴い、必ずしも適切な森林施業が行われているとはいえない状況にある。

ており、同対策の施策の柱である健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、国民参加の森林づくり等に係る課題に対応し、森林吸収源対策を推進していくための制度面の整備を早急に行うものとして改正されたものである。

2、法改正の概要

法改正の主要な事項は、要間伐森林制度の改善、特定保安林制度の恒久化、施業実施協定制度の拡充、普及職員の資格の一元化の4つであり、その概要は次のとおりである。

(1) 要間伐森林制度の改善

間伐等の施業が適正に行われていない要間伐森林について、健全な森林整備を推進するため、以下の措置を講ずること

森林所有者等が施業の勧告に応

じない場合には、市町村長の指定を受けた者と、所有権の移転等のほか施業委託についても協議すべき旨を勧告できるようにすること(第10条の10関係)

指定地方公共団体等と森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなされることとなる都道府県知事の裁定制度を、下流域での水害の発生のおそれがある場合等にも発動できるようにすること(第10条の11の4関係)

(2) 特定保安林制度の恒久化

保安林について、従来は保安林整備臨時措置法(平成16年3月31日で失効)により講じられてきた措置を踏まえ、適切な施業を確保するため、以下の措置を講ずること

機能が低下した保安林を農林水産大臣が特定保安林として指定(第39条の3関係)

特定保安林のうち早急な施業を必要とする要整備森林について、実施すべき施業の方法等を都道府県知事が地域森林計画で明示(第39条の5関係)

都道府県知事による要整備森林に係る施業の勧告、権利移転等についての協議の勧告制度を創設(第39

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国23か所)

政 策

条の5関係)

の勧告によっても施業が行われないときは、保安施設地区の指定手続きを省略しても、森林所有者等に受忍義務のある保安施設事業(森林の造成事業又は森林の造成に必要な事業に限る。)を都道府県知事が行うことができること(第39条の7関係)

(3) 施業実施協定制度の拡充

ア 森林施業を自主的に行う者の取組を助長するため、以下の措置を講ずること

森林ボランティア団体と森林所有者等とが締結する森林施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設(第10条の11の8第2項関係)

事後に当該協定の対象森林の森林所有者等となった者に対する協定の承継効を措置(第10条の11の13関係)

イ 施業の共同化を推進するための既存の施業実施協定制度について、その効率性の維持を図るため、作業路網等の施設の維持運営に関する事項に限定されていた承継効の範囲を森林所有者等が共同して行う森林施業の実施に関する事項まで拡大すること(第10条の11の8第1項関係)

(4) 普及職員の資格の一元化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)」を踏まえ、林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化し、新たに林業普及指導員を置くこと(第187条関係)

3、森林法改正に関連する予算措置等

森林法改正の趣旨を踏まえ、森林の適正な整備・保全を推進するため、平成16年度予算においては、

厳しい財政事情の下ではあるが、緊急間伐5カ年対策を着実に推進するための前年同額程度の予算を確保すること

治山事業において、治山施設の設置等の森林の保全と、治山施設の周辺における特定保安林の整備を一体的に行うため、森林施業に関する事業を補助対象として追加すること

林道の開設事業において、特定保安林が当該林道に係る利用区域の概ね50%以上ある地域について、公益性及び緊急性の観点から助成措置を優遇すること

新たな協定制度に基づき施業を行うNPO等を森林整備事業の補助対象となる事業主体に追加すること等の措置を講ずることとしている。

また、特定保安林内で実施する造林に係る農林漁業金融公庫資金の貸付の特例等を措置するほか、施業実施協定が締結された山林に対する相続税の軽減についても現在財務省と調整中である。

このほか、地方財政措置において、森林法の改正に関連して、都道府県による森林ボランティア活動の相談窓口の設置、施業実施協定の認可に係る現地調査等の森林の整備・保全促進のための普通交付税措置が講じられることとなっている。

若槻千夏

一緒に、みんなにやさしい街づくり。

上手伝えます、魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫

詳しい業務内容は・・・ <http://www.jfm.go.jp/>

上水 下水 交通 病院 住宅 電力

フォーラム

現 地 レ ポ ー ト

# 共同の力による 農業の持続可能な発展を目指して



水田にその姿を映しそびえる岩木山

青森県

そう ま むら  
**相馬村**

◆相馬村の概要

相馬村は青森県津軽平野の西南部に位置し、東は教育、文化や経済などで深い関わりをもつ津軽広域圏の拠点都市・弘前市、北は津軽富士と言われる岩木山、西と南は世界遺産・白神山地を望む人口4,000人弱の農村地域です。面積は103.54km<sup>2</sup>ですが、うち81.5%が秋田県に接する国有林などで占められ、少ない平地の河川流域に水田、その背後に広がる丘陵地はりんご園として利用されています。

袋小路の村で通過交通が無いことや、特徴的な伝統や文化遺産がないことなどもあって周辺の住民にも極めて知名度が低く、また村民には統合のシンボルや誇りを持てるものが少ないという意識がありました。このため、「共同の力」による(1)米とりんごによる農業振興、(2)地域のイメージづくりと交流施設の整備、(3)地域づくりへの住民参加(4)生活基盤の整備を重点目標に掲げて進めてきました。

今回は、これらの取り組みの中



フォーラム

ライスロマンクラブ役員会議



から米とりんごによる農業振興、特に共同化による米づくりの施策を紹介したいと思います。

◆稲作生産組織の再編

昭和43年から県営の区画整理事業が行われ、村内ほぼ全域にわたる約300畝の水田が30㍍区画に整備されるとともに、大型機械の導入が進められました。

このほ場整備と機械化に対応し、各集落あるいは集落の連合体による稲作生産組織が設立され、さらに単位の生産組織を束ねる形で昭和48年に、相馬村高度集団栽培組合連絡協議会が組織されました。

その成果は、水稻栽培の機械化一貫作業体系が村全体に普及し

たこと、栽培技術の向上と品種の統一による良食味、高品質が維持され、一等米比率100%が平成5年の大冷害年を除いて現在まで続いていることなどに表れています。

しかし、結成当時に比べて単位集団の加入農家が減り、また転作の拡大により受益面積が3分の1まで減少したことにより維持運営費、特に機械更新時の農家負担の増やオペレーター不足などで運営が困難になってきました。さらには、農業従事者の高齢化に伴い、村外の精米業者などに田んぼを貸す農家も出始め、農作業や栽培方法の統一性が損なわれる状況になってきました。

これらの課題に対応するため、平成8年4月に生産組織代表者、農協及び役場担当者による「相馬村農業構造政策推進委員会」(23人)を立ち上げ、活動費は全額村の助成で先進地視察や現状分析を行い、翌9年4月には「再編プロジェクトチーム」を編成して、既存の11集団を統合し、1組織3班集体とする。育苗施設を整備し、加入者に安定供給する。既存集団の機械は買上する。行政が全面バックアップする。などの再編案の骨子を定め、再編の具体化に向けて取り組み、平成10年には設立準備委員会を発足させ、作業時の人員配置、作業方法、作業料金の設定及び徴収方法、規約など具体的な内容を検討

し、調整しました。

これと併行して村では、水稻育苗(稚苗)施設建設(事業主体…農協)への助成、農作業準備休憩施設(事業主体…県 育苗機器、会議室など約600㎡)を整備し、平成11年3月に行政区域を全てカバーする「相馬村稲作生産組合」(通称…ライスロマンクラブ)が誕生したのです。

◆新組織の概要

(1) 目的

相馬村稲作生産組合「ライスロマンクラブ」は、相馬村水田農業の振興と生産性向上を目指し、組合員の利益増進を図ることとしています。

(2) 組合の構成と加入面積

組合員としての資格は、相馬村内の水田に所有権又は使用収益権を有する者で、平成15年度の組合員数は231名、加入面積は93・8畝です。

(3) 組織体制

村内1組織3班集体とし、施設、機械の共同利用、共同作業を推進することとし、各班にはそれぞれトラクター部長、田植機部長、コンバイン部長を配置、各部長は担当部門の作業調整と機械の保守管理業務の責任者となっています。

(4) 実施作業

耕起、代かき、田植え、刈り取り(運搬まで)の基本作業

(5) 作業料金等

基本作業料、苗代金、運営賦課金を含めて10㍍当たり48,000円で、賦課金には機械の減価償却費も含めており、機械購入時に組合員からの臨時徴収は行わないことにしています。

(6) 事務局 JA相馬村

◆活動と実績

(1) 作業の計画化・効率化とコスト削減

ライスロマンクラブの組織率は戸数比率92%で、村内を1農場と捉え、地域別に3班に分割した作業班の編成により、機械移動のタイムロスが少なく、計画的・効率的な作業となりました。さらに応援体制も確立したことで作業日数が大幅に短縮されたほか、



若者のオペレータによる田植え

## フォーラム



育苗ハウスの苗

作業ごとの経費分析と他班との比較で問題点を洗い出し、改善を行うことでコスト削減が図られています。

(2) 高性能機械の導入と担い手育成

再編時に既存集団の機械を買い上げ整理し、計画的な買い替えにより過剰投資を防いでいます。オペレーターについては、賃金を高く、即日現金払いとしたことや、高性能機械の導入など作業環境の改善により、若者の従事が多くなり、後継者の育成確保にもつながっています。

(3) 良食味米の安定生産

施肥設計や育苗、防除体系などの栽培方法を統一し、品質と食味の高位平準化を目指した栽培を

行っています。有機質投入とし

て、全生産者が稲わらの全量すき込みを行い、苗は育苗センターで労力と経費を節約した稚苗を育成、安定供給し、春先の辛い育苗作業から解放されることとなりました。生産指導は、JA相馬村と弘前地域農業改良普及センターが一体となって行っており、作付け品種は、良食味品種の青森県の銘柄米「つがるロマン」で統一し、一等米生産比率は再編前の平成6年から(平成5年の大冷害時を除く)現在まで100%を続けており、反収も540kgを目標にした安定生産となっています。

(4) 顔の見える米づくり

生産された米は、全量、農協・全農を通じておりますが、そのうちの約20%は、農村下水道が整備され生活污水が水田に流れ込まない、安全性を重視したこだわり米として、「コープ十勝」(北海道帯広市)に販売しています。つけたネーミングは、生協組合員から募集した「相馬つぶより」で、生産者と消費者との交流をしながら、安全で安心な顔の見える米との評価を得、このことはりんごの販売促進にもつながっています。

(5) りんご米の複合経営の安定化

稲作生産組織の統合再編によって、共同作業、共同利用、使用薬剤の低減など水田作業効率

向上、コストも削減し、余剰剪

動力をりんご栽培作業に向けることができるようになりました。転作は農家ごとに100%対応しており、主にりんごのわい化改植への転作で、経営規模が拡大されりんご米の複合による経営の安定化、農家所得の向上など地域農業の活性化が図られています。

## ◆課題と目標

ライスロマンクラブのみでは解決できる課題ではありませんが、これまで農家個々が転作に対応してきたことにより水田と転作地が混在し、お互いに作業効率が悪い状況にあります。永年転作地はほとんどりんご園となっていることから簡単に農地の集約化は困難ですが、重点課題として農家ともども検討していく必要があります。また、育苗作業と苗の供給が終わった後の硬化ハウス(24棟、6,747㎡)の多目的利用も考えなければなりません。

組合としては、組織率を100%にすること、今後ますます高齢化が進行する中で、現在は基幹作業である耕起、代かき、田植え、刈り取りを実施しています。法人化を見据えて完全受委託を目標に地域の農業を守るため、今以上に組織の活性化を図っていく必要があります。

## ◆終わりに

相馬村の産業構造は、農業、特にりんご米に特化しております。りんご米の比率は、経営面積、生産農家所得ともおよそ、りんご9.1米の割合でさらにりんごに特化していると言えます。

その中で水田の基盤整備とともに稲作作業の共同化を果たし、そこで生じた労働力をりんご栽培に投下して、品質の良いりんごを生産、農協への出荷率が90%を超え、「飛馬(ひゅうま)りんご」のブランド名で販売してきました。平成12年の農業センサスによる農家1戸当たりの生産農業所得は、2,844千円、10戸当たりでは137千円(全国72千円)と、りんご米の複合経営では県下第1位で、同じような産業構造の周辺地域と比べても相当高い水準となっております。

相馬村に限らず農業は今、家意識の変化とともに兼業化、高齢化、後継者難など多くの課題を抱えています。今後とも相馬村の農業を持続していくために、りんごについても共同化をさらに推進して、農業経営面での持続、地域農業としての持続、自然と調和した農業の持続という、ちよっと欲張った目標を掲げて地域の活性化を図っていこうとしています。

(相馬村経済課長 成田 満)

随 想

「人・自然・歴史 やすらぎの里  
ちはやあかさか」をめざして



府 長 大 向 保  
大阪府 ちはやあかさか村  
大 向 保

随 想

大阪府唯一の村である千早赤阪村は、大阪府の南東部に位置し、村域37・38km<sup>2</sup>で村の90%以上を山林・農地が占める緑豊かな村であります。

しい田園風景がいたるところに広がっており、昔より豊かな緑と恵まれた水、四季の変化が楽しめる「金剛山(こせ)の里」として親しまれております。



下赤阪の棚田

村内には、日本の棚田百選に認定された「下赤阪の棚田」など美

村のシンボルでもあります金剛山(こんこうざん)標高1125mは、古くは古事記や日本書紀の時代から山岳信仰の舞台として崇められてきた歴史があります。金剛

生駒紀泉国定公園にも指定されており、季節の移り変わりとともにその姿や表情を変え、訪れる人々を楽しませてくれます。山には、ブナやクリンソウ、カッコウなど貴重な植物や動物が生息し、春は新緑、秋は紅葉、特に冬の樹氷、霧氷は美しく、自然の宝庫として季節を問わず年間100万人もの登山者が訪れています。

また、村は、14世紀南北朝時代

に活躍した武将楠木正成の生誕地でもある「太平記の里」としても知られ、村内には、楠公誕生地や千早城址をはじめとする数多くの楠公史跡が存在しております。このような豊かな自然・歴史遺産に恵まれた千早赤阪村は、昭和31年の村政施行以来、農林業を中心に発展してきました。

しかしながら、21世紀を迎えて、高齢化・少子化の進行や、さまざまな分野での国際化・高度情報化の進展、地方分権の推進、住民の価値観の多様化、産業構造の変化により地方行政の果たす役割はますます重要となる中で、本村を取りまく環境も大きく変わり、人口の減少、高齢化が進み、また、長引く不況の影響などから、村の財政状況も非常に厳しい状況が続いております。

このような中で、行政、住民が一体となつて知恵と創意工夫で、限られた財源を有効に活用したまちづくりを積極的にするうえで、今後の村が目指すべき将来像を「人・自然・歴史 やすらぎの里 ちはやあかさか」とした第3次千早赤阪村総合計画を平成13年3月に定めました。

本計画の大きな柱は「豊かな自然と歴史文化を守り、伝え活用します」ということであります。自

然と歴史という村の特性を十分に生かしながら、村内の住民だけではなく、村外の人にとつても自然の中で学び、ふれあい、楽しむ、憩いとやすらぎを与える調和したまちづくりや、本村に伝えられる伝統文化、歴史的文化遺産を保全・継承・活用するまちづくりを進めております。

村では以前より、「一冊の絵本のような村」をテーマに絵本に出るような魅力ある美しい村づくりを進めております。これは、自然・歴史・風景など村固有の資源を大切に、村全体が一つの資源であるとして、村の「くらし」「なごみ」「ひと」を密接に関連させ、自然と調和した中で人の温かさが感じられ落ち着いて暮らせる村として、また、絵本のような村を訪れる人々にとつても村を楽しむ中で、心を癒し、和ませる村として、村に興味を持ち村に刺激を与え、村民と触れ合い交流を深めることを目的としたものであります。

今後も歴史的伝統文化と新しい文化とが息づく、自然と調和した中で人の温かさが感じられ落ち着いて暮らせる村として、また、社会状況の変化にも迅速に対応できる村として、住民のみならずとも活力あるまちづくりに邁進したいと考えております。

随 想

春に思う



香川 県 香川 町 長 藤 井 賢 香川 綾 南 町 賢

随 想

早春、一つひとつに子どもたちの思いが込められた絵馬が、飛び梅の花影で希望に輝いている。綾南町滝宮、年間の参拝客が7万人を数える「滝宮天満宮」で毎年のように見られる風景である。

ここ滝宮天満宮には、学問の神



滝宮踊り

様として知られる「菅原道真公」が祀られている。道真公は、仁和2年(886年)の春から寛平2年(890年)春までの4年間、讃岐の国司を勤めていた。滝宮には道真公の別館があったと伝えられ、わが町にも菅公ゆかりのエピソードが数多く残っている。

その代表的なものとして「滝宮の念仏踊り」がある。道真公が赴任して2年目の仁和4年(888年)のこと、どこもかしこも土が焼け焦げたようになり、稲の苗が枯れ果てるという、ひどい干ばつに襲われたという。その惨状をみかねた道真公は、自ら城山にのぼり精進を傾けて祈りをささげた。そして7日7夜を経た満願の日、一天にわかにかき曇り、3日3晩大雨が降り続いたということである。干ばつから救われた農民たち

は、喜びのあまり道真公の滝宮の館の前に集まって、感謝の心を込めて踊った。これが今でも踊り継がれている「滝宮の念仏踊り」のはじまりと伝えられている。

この後、延喜3年(903年)、道真公が大宰府で亡くなったことを知った農民たちは、滝宮神社で鉦や太鼓を打ち鳴らして霊をともむらい、冥福を祈った。それから毎年菅公の遺徳をしのび、報恩感謝をこめるとともに、五穀豊穡を祝って、また干ばつときには雨乞い踊りとして奉納するようになり、「滝宮踊り」として伝えられることになったとされている。

それから約300年後の建中年間、法然上人がこの地に滞在のおり、「滝宮踊り」を見て振り付けをし、念仏を唱えながら踊るように教えられたとされ、これ以降「念仏踊り」と言われるようになった。

現在では、滝宮神社と天満宮の社前で毎年8月25日に、袴に袴、頭には花笠をかぶった下知と呼ばれる踊り手が、ほら貝や鉦の音にあわせて大団扇をもって踊る様式となっている。昭和52年5月には文化庁より文部大臣による重要無形民俗文化財として国の指定も受けた。

これ以外にも、道真公は、ある時には釣りをする老人と人生観を

語り合い、ある時には木陰で村の子どもたちに書を読むことを教えたりと、町人とあたたかい交流をもったようである。

そんな「学問の神様」ゆかりの土地柄からか、わが町は代々教育熱心な町として知られてきた。昭和48年には、「教育の町宣言」を行い、学校教育はもちろん、生涯教育を通して、健康であたたかい人づくりに重点をおいて尽力してきた。

私が常日頃思っていることは、「まちづくりの基本は人づくりにある」ということだ。素晴らしい人が育つ町が、発展するのは当然のことである。教育レベルの高い町として知られていることは誇らしいことだが、それに慢心することなく、こうした先輩たちの努力を継承し、教育への取り組みは、おしみなく「行いたい」と考えている。

今、合併の協議がすすんでいるが、その協議においても、この教育を第一義に置き、町の伝統と教育風土を合併後においても存続できよう努力していきたい。

おりしも春風のなか、わが町の学び舎では、新入学生を迎え、明るい笑顔に輝いている。未来を担う子どもたちが、恵まれた環境の中、のびのびと健康的に育ち、学び、「心を養う」支援に努力したいと、うららかな春に思う。

## 政策リーダー

## 政策リーダー

地方公共団体定員管理  
調査結果公表 総務省

総務省は、平成十五年四月一日現在の「地方公共団体定員管理調査結果」を公表した。

地方公務員総数は、三二二万七、〇〇四人で、前年に比べ二万七、三一九人の減少となり、平成七年度から九年連続の減少となった。今回の調査結果の特徴として、一般行政・特別行政・公営企業等会計の全部門で職員数が減少し、特に市町村の職員数、公営企業会計部門ともに調査開始以来最大の減少となった。

その理由として、厳しい財政状況の下、事務事業の見直し、組織の統廃合縮小、外部委託等の活用等、定員管理の適正化に積極的に取り組んできた成果としている。

団地区別では、都道府県が一六三万三、一六人(前年比〇・五%減)で市町村等は、一四八万六、六八八人(前年比一・三%減)で二万九、二九四人の減少となった。

行政部門別の職員数は、一般行政部門が一〇八万五、五八五人で前年より一万四、四五四人減となっており、指定都市以外の市町村等では、六八万四、一八八人と前年より一万二、七七八人減となっている。

特別行政部門については、警察部門が警察体制の強化により対前年比で四、二七六人増、消防部門が消防救急体制の強化により対前年比で四六四人増となったが、児童・生徒数の減少によって教育部門が減ったため、全体では、一五八万九、九三五人で八、一三六人の減少となった。

地方公営企業の経営の  
総点検を通知 総務省

総務省は、このほど「地方公営企業の経営の総点検について」を通知した。

地方公営企業の経営状況が依然として厳しい状況にある中、経営の健全化・効率化等経営基盤強化へのより一層の取り組みの必要性が求められていることから、総点検を要請したものである。

通知では、経営の効率化、活性化のためには民間的経営手法の導入が極めて有効であるという観点から、民間への事業譲渡等の選択肢を含め、地方公営企業形態によるサービス供給の適否の再検討を行うこと。

経営の自立性を高め、市場競争原理を取り入れて経営の効率化、活性化を図るため、民間的経営手法の導入を促進すること。各企業に相応しい民間的経営手法導入の検討にあたっては、民間的経営手法等の取組事例等を参考にすること。以上の三点に留意が必要であるとしている。

また、地方財政全体が非常に厳しい状況にある中、経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進めることが必要であり、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示、の三項目にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するよう求めている。

## 中小企業白書を閣議決定

政府は、この程二〇〇四年度版中小企業白書を閣議決定、公表した。

まず白書の第一部では、平成十五年の中小企業の景気動向について分析し、一昨年の春以降、景気は持ち直しの動きを見せているが、大企業に比べて回復が遅れが見られる。中小企業の中でも、特に非製造業で回復が遅れが見られる。倒産件数は昨年と比べ一五%減少し、一万六千件を下回ったなどの動きを記述している。

また、第二部では中小企業を巡る新しい動きについて分析し、特に以下の点を指摘している。

多様な中小企業が、IT革命や高齢化等の経済社会の変化を活かし、健康、環境等に関連するニューサービスや新しい就業形態としてのSOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)、介護サービス、子育て支援、まちおこし等の地域貢献型事業を次々に創出し、経済社会の質的向上に貢献している。その中で、特徴ある企業同士の様々なネットワークにより、新製品・サービスの開発を目指す中小企業群が台頭している。中小企業は、育児後の女性や高齢者の就業の大きな受け皿になっている。経営者の高齢化が進行中で、円滑な事業承継のためには承継者本人の準備が、また廃業の場合は債務超過に陥る前の早期の見極めが重要になっている。